

佐賀県教育委員会告示第1号

佐賀県育英学生選考委員会規程（平成14年佐賀県教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 古 谷 宏

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（組織） 第2条 略 2 委員長は、<u>教育支援課長</u>をもって充てる。 3～5 略 （庶務） 第5条 委員会の庶務は、<u>教育支援課</u>において処理する。</p>	<p>（組織） 第2条 略 2 委員長は、<u>教育総務課長</u>をもって充てる。 3～5 略 （庶務） 第5条 委員会の庶務は、<u>教育総務課</u>において処理する。</p>

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。